

## 図書館等公衆送信サービスに係る特定図書館等及び 利用者に求められる要件等について（案）

令和4年8月3日修正  
特定図書館等分科会

図書館等公衆送信サービスに係る特定図書館等及び利用者に求められる要件等については、以下の通り運用するものとする。なお、同要件等については、他の分科会での検討状況等を踏まえ、時宜に応じて関係者間で必要な見直しを行うものとする。

### 1 特定図書館等が満たすべき具体的な要件・基準について（第31条第3項）

#### （1）責任者の配置（第1号）

責任者は、館長又は公衆送信に関する業務の適正な実施に責任を持つ職員のうちから館長が指名する者とする。

また、同一設置者による複数の図書館については、責任者の兼任を認める。

#### （2）研修項目、実施方法等（第2号）

##### ア 研修項目

- ・改正著作権法及び本サービスに係るガイドライン、補償金制度に関する内容  
※ガイドライン及び補償金制度については現在協議中であるが、解釈、運用も含めた形を想定
- ・各特定図書館等における本サービスの運用、事務処理といった実務に関する内容

##### イ 実施方法

各特定図書館等の責任者を中心に、各特定図書館等の責任において、本サービスに従事する職員（事務職員を含む。）に対して、上記の研修項目を内容とする研修を定期的実施する。なお、制度全般に関わる内容については、各特定図書館等が共同で実施することを妨げない。その際、必要に応じて、文化庁の協力を仰ぐことができるものとする。

#### （3）利用者情報の適切な管理（第3号）

特定図書館等は、利用者情報を適切に管理するため、本サービスに係る内部規定を定めること。その際、各特定図書館等が所属する組織における既存の個人情報取

扱やセキュリティ管理に係る規定を準用することができる。

なお、以下の事項については最低限定めるべき事項とする。

- ①個人情報の取得方法について（本人確認の方法）
- ②取得する個人情報の内容（氏名、住所、電話番号又はEメールアドレス）
- ③取得した個人情報の管理（セキュリティ）
- ④取得した個人情報の更新（利用者に更新を求める・更新の手段を提供している等）

#### **（４）データの目的外利用を防止し、又は抑止するための措置の内容（第４号）**

特定図書館等は、本サービスの利用について利用者の個人情報を登録する際又は本サービスの利用の申込みを受け付ける際、利用者に対して、別途定める本サービスの利用規約を相当な方法により説明するとともに、同意を求めること。

特定図書館等は、セキュリティ管理等を適切に行うため、本サービスに係る内部規定を定めること。その際、各特定図書館等が所属する組織・機関等における既存の個人情報取扱やセキュリティ管理に係る規定を準用することができる。

なお、以下の事項については最低限定めるべき事項とする。

- ①電子データの作成に係ること（データに記載する内容等）  
「３ データの不正拡散を防止し、又は抑止するための措置の内容」に準ずること
- ②電子データの送信に係ること（誤送信の防止に向けた対策等）
- ③電子データの破棄に係ること（保存期間等）  
電子データ及び電子データ作成に際し発生する中間複製物については、保存期間内に適切に廃棄する。

#### **（５）業務を適正に実施するために必要な措置の内容（第５号）**

※第５号関係については、当分の間、省令で規定されないことから、今後の文化庁著作権課における同号に基づく省令の規定に係る検討状況を踏まえ、必要に応じて記載内容につき検討。

## **２ 特定図書館等に利用者が登録すべき情報について（第 31 条第 2 項）**

各図書館等で行っている既存の利用登録の内容に準ずること。

なお、以下の事項については最低限登録すべき事項とする。

- ①氏名
- ②連絡先（住所、電話番号又はEメールアドレス）

既存の利用登録時に、身分証明書による本人確認を必要としない図書館等においては、身分証明書等の本人確認書類による本人確認を行うこと。

登録することが可能な利用者の範囲についても、原則は各図書館等で行っている既存の利用登録要件に準ずること。

### 3 データの不正拡散を防止し、又は抑止するための措置の内容

#### (第31条第2項第2号)

特定図書館等は、公衆送信されたデータがそれを受信した利用者により目的外で拡散されないよう、本サービスの利用について利用者の個人情報を登録する際、又は本サービスの利用の申込みを受け付ける際、利用者に対して、利用規約を相当な方法により説明するとともに、不正拡散の防止等について定めた利用規約への同意を求めること。

なお、利用規約に定めるべき事項は以下のとおりとする。

※他の分科会での合意事項等を元に、必要に応じて追記する。

#### ①注意事項・禁止事項の遵守について

本サービス利用者は、以下の事項を遵守するものとする。

- ・本サービスを第三者に利用させないこと
- ・本サービスで入手したデータを権利者の許諾なく第三者に送信し、又は転載しないこと
- ・利用登録時に登録した情報に変更が生じた場合は、速やかに登録した特定図書館等に届け出ること
- ・その他、各特定図書館等が本サービスを適切に運用するために必要なものとして定める注意事項・禁止事項について

#### ②不適切な利用が判明した場合の利用停止等の措置

利用規約違反、その他の不適切な利用が判明した場合は、本サービスの利用停止等の措置を講ずること。

また、電子ファイルに対して講じる措置については、次のとおりとする。ただし、今後の技術的進展等の環境変化に応じて電磁的方法に係る措置を追加するなど、時宜に応じて追加措置の導入を検討する。

- ① 全ページヘッダー部分に利用者 ID（貸出カードの番号等）を挿入する。
- ② 全ページフッター部分にデータ作成館名、データ作成日を挿入する。